

ジャックスカードゴールド会員規約（元利定額リボルビング払い専用）

ジャックスカードゴールドVisa、
ジャックスカードゴールドMastercard、
ジャックスカードゴールドJCB

会員は、下記に定めるジャックスカードゴールド会員規約（これに付随する特約、規約等がある場合はこれを含む。）の各条項を契約内容とすることに同意するものとします。

第一章 一般条項

第1条（本会員及び家族会員）

1. 本会員とは本規約を承諾のうえ、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。
2. 本会員が代理人として指定した家族で、本規約を承諾のうえ家族会員として入会の申込みをされ、当社が認めた方を家族会員とします。本会員は当社が家族会員用に発行する第2条第1項に定めるカード（以下「家族カード」といいます。）を、本規約に基づき本会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約に基づき本会員の代理人として家族カードを利用できるものとします。なお、本会員は家族会員に対する本代理権授受について、撤回、取り消し又は無効等の消滅事由がある場合は、第13条に定める方法により家族会員による家族カードの利用の中止を届出るものとします。本会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
3. 家族会員による家族カードの利用はすべて本会員の代理人としての利用となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本会員が負担し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本会員自らが本規約を遵守しなかったこと、又は家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）をいずれも賠償するものとします。
4. 家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対して通知することをあらかじめ承諾するものとします。
5. 本会員及び家族会員（以下両者を「会員」といいます。）と当社との契約は、会員が当社に入会の申込みをし、当社が所定の審査のうえ、必要な手続きを完了したときに成立します。
6. 当社の都合（加盟店の都合を含みます。）により家族会員としての入会をお断りする場合があります。

第2条（カードの貸与・有効期限）

1. 本規約に定めるクレジットカードは、Visaカード機能を有する「ジャックスカードゴールドVisaカード」、Mastercard機能を有する「ジャックスカードゴールドMastercard」、JCBカード機能を有する「ジャックスカードゴールドJCBカード」の3種類（以下これらを総称して「カード」といいます。）とし、本規約中のVisaカード機能に関する規定は「ジャックスカードゴールドVisaカード」に、Mastercard機能に関する規定は「ジャックスカードゴールドMastercard」に、JCBカード機能に関する規定は「ジャックスカードゴールドJCBカード」にそれぞれ適用します。

- 2.当社は会員1名につき、各1枚のカードを発行し、貸与いたします。カードにはIC（集積回路）チップを搭載したカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。なお、カードの所有権は当社に属します。
- 3.会員は、当社よりカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自署しなければなりません（但し、カードに署名欄がない場合を除きます。）。カードの券面には会員氏名、カード番号、カード有効期限等及びセキュリティコード等（以下「カード情報」といいます。）が表示されています。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報（以下「カード等」といいます。）を使用・管理・保管するものとします。
- 4.カード等は、会員のみが利用でき、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等することはできません。
- 5.会員は、カード等を当社が運営するクレジットカード取引システムの利用以外の目的に使用することはできません。
- 6.カード等の有効期限はカードに表示し、当社が引続き会員として認める場合は、当社所定の時期に更新するものとします。
- 7.会員が第3項から第5項のいずれかに違反したことにより他人にカード等を利用されたときは、会員は当該カード等の利用代金について全て支払の責を負うものとします。

第3条（暗証番号）

- 1.当社は、会員より申出のあったカード等の暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合又は当社が暗証番号としてセキュリティ上、不適格と判断した場合は、当社所定の暗証番号を登録します。
- 2.会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他事故があってもそのために生じた一切の債務は、会員が支払の責を負うものとします。但し、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意・過失がないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 3.会員は当社所定の方法にて申出ることにより、暗証番号を変更することができます。但し、ICカードの暗証番号を変更する場合には、カード等の再発行手続が必要となり、本章第10条の1第8項が適用されます。

第4条（年会費・カード盗難保険料）

- 1.本会員は、当社に対し毎年当社所定の時期に当社所定の年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。
- 2.年会費は、本章第7条に定めるカード等の利用による支払金等と同様の方法で、当社にお支払いいただきます。なお、年会費のみの請求の場合はご利用代金明細書の発行をしないことがあります。
- 3.前二項の定めにかかわらず、当社の都合等により年会費を徴求しない場合があります。

第5条（カード等の利用可能枠）

- 1.カード等の利用可能枠は、家族会員の利用可能枠を含んで当社が審査し決定した枠までとします。但し、当社が会員のカード等の利用状況もしくは支払状況又は信用状態等により適当と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも次の手続を行うことができるものとします。

- (1)利用可能枠を増枠又は減枠すること。
 - (2)当社から複数枚のカードを貸与された会員に対して会員単位の利用可能枠（以下「総利用可能枠」といいます。）を別に定め、各カード等の合計利用残高を総利用可能枠の範囲に制限すること。
- 2.前項の定めにかかわらず、カード等のキャッシング利用可能枠は、会員が希望する利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定した枠までとし、カード等のキャッシング利用可能枠の増枠は会員が要請し当社が認めた場合のみとします。但し、会員のカード等のキャッシング利用残高がカード等のキャッシング利用可能枠の範囲内であっても、当社が貸金業法の規制に基づき会員単位で別に定めるカード等の総キャッシング利用可能枠を超える場合は、新たにカード等のキャッシングを利用することはできないものとします。また、会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、各カードのカード等のキャッシング合計利用残高はカード等の総カードキャッシング利用可能枠の範囲を超えないものとします。なお、当社が、当社又は他社におけるカード等のキャッシング利用状況もしくは支払状況又は信用状態並びに貸金業法の規制等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでもカード等のキャッシング利用可能枠及びカード等の総カードキャッシング利用可能枠を減枠（利用可能枠を0円にすることを含みます。以下同じ）できるものとします。
 - 3.第1項の定めにかかわらず、支払方法が第二章カードショッピング条項第2条第1項で定める翌月1回払以外のカードショッピング（利用後に支払方法を翌月1回払よりリボルビング払に変更する場合を含みます。）の利用可能枠は、当社が割賦販売法の規制に基づき会員単位で別に定める割賦販売ショッピング利用可能枠までとし、割賦販売ショッピング利用可能枠の増枠は当社が認めた場合のみとします。会員の翌月1回払以外のカードショッピング利用残高が第1項で決定した利用可能枠の範囲内であっても、割賦販売ショッピング利用可能枠を超える場合は、新たに翌月1回払以外のカードショッピングを利用することはできないものとします。また、会員が当社から複数枚のカードを貸与されている場合、各カード等の翌月1回払以外のカードショッピング合計利用残高は割賦販売ショッピング利用可能枠の範囲を超えないものとします。なお、当社が、当社又は他社における翌月1回払以外のカードショッピング利用状況もしくは支払状況又は信用状態並びに割賦販売法の規制等により必要と認めた場合は、会員に通知することなく、いつでも割賦販売ショッピング利用可能枠を減枠できるものとします。
 - 4.会員は当社が認めた場合を除き、第1項から第3項に定める利用可能枠（以下「各利用可能枠」といいます。）を超えるカード等の利用（各利用可能枠の対象となるカード等の利用のことをいい、以下本項において同様とします。）はできないものとします。また、当社の承認を得ずに各利用可能枠を超えてカード等の利用をした場合は、各利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

第6条（カード等の機能）

会員は、当社と契約した加盟店（以下「ジャックス加盟店」といいます。）並びにVisa World wide Pte.Limited（以下「Visa」といいます。）に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下「Visaカード加盟店」といいます。）もしくはMastercard Asia/Pacific Pte.Ltd.（以下「Mastercard」といいます。）に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下「Mastercard加盟店」といいます。）もしくは株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）に加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店（以下「JCBカード加盟店」といい、これら加盟店を総称して「加盟店」といいます。）でカード等を利用し

て商品・権利の購入やサービスの提供（以下「カードショッピング」といいます。）を受けることができます。また、会員はカード等を利用して当社から金銭の借入（以下「カードキャッシング」といいます。）をすることができます。

第7条（お支払）

1. 本会員は、カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます。）を当社に支払うものとします。
2. 本会員は、カードキャッシングの融資金及び利息（以下「カードキャッシングの支払金」といいます。）を当社に支払うものとします。
3. 本会員は、カードショッピングの支払金及びカードキャッシングの支払金（以下「カード等の利用による支払金」といいます。）その他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下「カード等の利用による支払金等」といいます。）を、日本円により、本会員があらかじめ指定した当社所定の金融機関に開設された口座（以下「指定口座」といいます。）に対して、口座振替の方法により支払うものとします。なお、当社が認めた場合又は事務上の都合により、当社が送付する用紙により当社の指定する預金口座への振込又はコンビニエンスストアでの入金などによりお支払いいただく場合があります。
4. カード等の利用による支払金は、原則として毎月末日に締切り、会員は、締切日の翌月から毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。カード等の利用による支払金は支払日の前日までに指定口座にご用意願います。）に、カード等の利用による支払金を前項の方法により支払うものとします。なお、事務上の都合により、翌々月以降の27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。）以降にお支払いいただくことがあります。また、本会員の都合によりお支払いいただけない場合で当社が適当と認めたときは、当社は金融機関に再度口座振替の依頼をすることができるものとします。
5. 会員は、当社が、前項に定める支払いその他の本会員が当社に対して負う債務の支払いについて、当社及び金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合には、翌営業日の支払いとして取り扱うことができることに異議がないものとします。
6. 前三項にかかわらず、当社が提携する金融機関等が設置する現金自動貸付機等によって、当社又は当該設置金融機関等の定めるところにより随時弁済をすることができる場合もあります。
7. ご利用代金明細書は、電磁的方法又はハガキ・封書の郵送による方法にて本会員に通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（当社が口座振替の登録を完了していない場合を含む）は、ご利用代金明細書を郵送にて送付します。この場合、本会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分及び当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、当該発行手数料は無料とします。発行手数料を徴求する場合には、当社は本会員に徴求内容を通知又はホームページ等で公表するものとします。徴求内容について通知又は公表がなされた後に会員がカード等を使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議がないものとします。
8. (1) ご利用代金明細書を電磁的方法により登録をされている場合でも、ご利用代金の明細数が当社所定のデータ量を超えた場合、データ量を超えたご利用代金の明細については、ハガキ又は封書の郵送による方法にてご利用代金明細書を別途通知することを本会員はあらかじめ承諾するものとします。

(2)ご利用代金明細書をハガキ又は封書の郵送による方法で送付している場合でも、ご利用代金の明細数が当社所定のデータ量を超えた場合、データ量に応じて複数のハガキ又は封書に分けてご利用代金明細書を郵送することを本会員はあらかじめ承諾するものとします。

- 9.本会員は、ご利用代金明細書を毎月確認するものとし、ご利用代金明細書の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細書受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。

第8条（日本国外の利用代金の円への換算）

会員の日本国外におけるカード等の利用による支払金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額を当社又はVisa、MastercardもしくはJCB所定の方法で日本円へ換算のうえ、前条に準じてお支払いいただきます。

第9条（カード等の利用による支払金等の充当順位）

本会員の返済した金額が、本規約及び当社とのその他の契約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。但し、本会員があらかじめ指定し、当社が認めた場合にはこの限りではありません。

第10条の1（カードの紛失・盗難等）

- 1.会員のカードが利用された場合には、他人によるカードの利用であっても、そのカード利用に係るカード等利用による支払金等相当額は本会員の負担とします。
- 2.会員は、カード盗難保険にご加入いただきます。
- 3.会員は、カードの紛失又は盗難等があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署又は交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。また、会員は当社又は保険会社の調査に協力するものとします。
- 4.第1項の定めにかかわらず、会員が前項の手続を行った場合、当社への届出日の前60日以降のカード等の利用による支払金等相当額の支払債務については、そのカード利用がカードの紛失又は盗難等によるものである限り、本会員は免責されるものとします。
- 5.前項の定めにかかわらず、下記のいずれかに該当する場合には、会員は、カード等の利用による支払金等相当額の支払債務について免責されないものとします。
 - (1)紛失又は盗難等が会員の故意又は重大な過失に起因する場合。
 - (2)会員の家族・同居人・留守人・関係人によってカードが利用された場合。
 - (3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて紛失・盗難が生じた場合。
 - (4)カードを他人に譲渡又は貸与する等、本規約に違反する状況において紛失又は盗難等が生じた場合。
 - (5)本会員が年会費の支払を怠っている場合。
 - (6)当社が保険会社より、保険金の支払を拒否された場合。
 - (7)第3項に基づき当社への届出を行った日の61日以前にカード等の利用が行われた場合。
 - (8)カード利用に際し、暗証番号の入力が伴う場合。（本章第3条第2項但し書きの場合を除きます。）
 - (9)紛失若しくは盗難等又はカードの不正利用に係る会員の届出内容が虚偽である場合。

- (10)会員が正当な理由なく、当社又は保険会社の調査等に協力しない場合。
- 6.カード盗難保険料は、当社所定の金額とし、本章第4条の年会費に含まれるものとします。また、カード盗難保険への加入は、毎年自動的に継続されるものとします。
- 7.本会員が脱会又は会員資格を喪失した場合は同時にカード盗難保険の適用資格を失うものとします。
- 8.カードは紛失・盗難・毀損・滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合には、当社の定める方法等によりカード再発行手数料として1,100円（うち消費税100円）をお支払いいただきます。なお、カードを再発行した場合にはカード情報が変更となることがありますが、当該変更に起因する諸手続は会員が行うものとします。

第10条の2（第三者による偽造カード又はカード情報の使用）

- 1.会員のカード情報をもとに作出された偽造カード又はカード情報若しくはカード番号に係るID番号等（以下「カード情報等」といいます。）の他人による利用のおそれがあることを会員が認知した場合には、速やかにその旨を当社に届出するものとします。
- 2.前項の届出を受けた場合又はカード情報等が他人により利用されたおそれがある場合には、当社はカード等の利用及び管理の状況又はカード情報等の他人による利用を防止するために当社が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当社の行う被害状況等の調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
- 3.前項に規定する場合、会員は当社の請求により、カード情報等の他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。
- 4.第三者が会員のカード情報等を使用したことによるカード等の利用による支払金等相当額について、本会員は支払の責を負わないものとします。
- 5.前項の定めにかかわらず、下記のいずれかに該当する場合には、会員は、カード等の利用による支払金等相当額の支払債務について免責されないものとします。
- (1)会員がカード情報を他人に提供し、又はカード情報等の漏えいについて会員に重大な過失がある場合。
 - (2)会員の家族・同居人・留守人・関係人がカード情報等を他人に提供又はカード情報等の漏えいに関与した場合。
 - (3)第1号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用又はカード情報等の利用について、会員に故意又は重大な過失がある場合。
 - (4)第2号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用又はカード情報等の利用について、会員の家族・同居人・留守人・関係人が関与した場合。
 - (5)会員が第2項の調査に協力せず、又は説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合。
 - (6)当社が第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合。
 - (7)第1項に基づき当社への届出を行った日の91日以前にカード等の利用が行われた場合。
 - (8)会員の責めに帰すべき事由を理由として、当社が保険会社より、保険金の支払を拒否された場合。
- 6.会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は本会員に対し、カード情報等の他人による利用に起因して当社に生じた損害であって第4項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

- (1)前項第1号又は第3号の事由がある場合。
- (2)第2項の調査において虚偽の説明をした場合。
- (3)前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意又は重大な過失があるとき。

第11条（会員資格の喪失とカード等の利用停止・返却）

- 1.会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は会員に通知することなく当社が貸与したすべてのカード等の利用について、全部又は一部の停止、会員資格の喪失、法的措置、その他必要な措置をとることができるものとします。また、当社はこれらの措置とともに加盟店にカード等の無効を通知することがあります。
 - (1)入会、届出、調査等に際し、虚偽の申告をした場合。
 - (2)本規約のいずれかに違反した場合。
 - (3)当社に対する支払債務の履行を1回でも怠った場合。
 - (4)本章第12条の各項及び第22条の2の各項のいずれかに該当した場合。
 - (5)カード等に係る利用状況もしくは支払状況その他の事情を踏まえ、信用状態等がカード等の利用を認めるに適當でないと当社が判断した場合。
 - (6)本会員が死亡した場合。
 - (7)本会員が日本国内に居住しなくなった場合。
 - (8)本会員が日本国籍を保有せず日本国内に居住している場合において、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社が確認できない場合、又は当社が収集した情報等により当該会員が適法な在留資格・在留期間等を保持していないと当社が判断した場合。
 - (9)当社が本会員に対して送付したカード（再発行カードを含みます。）について、当社所定期間内に受領されない場合。
 - (10)犯罪、資金洗浄、カード等のショッピング利用枠の現金化（現行紙幣・貨幣を購入することを含みます）・換金、ポイントの不正取得を目的としたカード等の利用、又はその疑いがあるカード等の利用等、カード等の利用状況が不適切又は不審であると当社が判断する場合。
 - (11)当社が行う本会員又はその家族会員に係る各種確認や資料の提出の依頼等の調査にご協力いただけない場合。
 - (12)会員が自ら又は第三者を利用して、当社又は当社の委託先・派遣元等の従業員（以下「従業員等」という。）に対して、以下に掲げる行為、又は当該従業員等の就業環境を害するおそれのある行為をした場合。
 - (ア)暴言、誹謗中傷、威圧的な言動、性的な言動、従業員等の人格を攻撃する言動又は従業員等個人に対する攻撃的言動・要求。
 - (イ)長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、又は従業員等の業務に支障が生じるような対応の要求。
 - (ウ)上記(ア)(イ)のほか、従業員等の心身又は就業環境を害するおそれのある行為。
 - (エ)法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求。
 - (オ)上記(ア)(イ)(ウ)(エ)のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為。
 - (13)その他当社が会員として不適格と判断した場合。
- 2.会員のカード等及びカード情報が第三者による不正使用のおそれがあると当社が判断した場合、当社はカード等の利用を停止することができるものとします。なお、この場合において不正被害を防止するために、当社が必要と認めた場合、カード番号を変

更したカードに差し替えすることについて会員は異議なく同意するものとします。

3. 当社が特定の加盟店との提携によりカード等を発行している場合において、当社と当該加盟店間の提携契約が終了したときは、当該カード等の有効期間にかかわらず、当社会員に対する通知をもってカード等の利用を停止させることができるものとします。なお、この場合において当社は当該カード等に代わるカード等に入会の案内を行うよう努めるものとします。
4. 当社は会員資格の当否の判断又は法令の遵守のため、会員に係る調査を行うことができ、会員は当該調査に対し、協力するものとします。
5. 会員が第1項のいずれかに該当し、又は第3項の場合において、当社又は当社の委託を受けた者よりカードの返却を求められたときは、会員は直ちにカードの返却を行うものとします。また、本会員は、本規約に基づく当社に対する債務については、カード等の利用停止又は会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. カード等の入会申込者及び会員は、カード等の入会申込者及び会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団。
 - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
 - (3) 暴力団準構成員。
 - (4) 暴力団関係企業。
 - (5) 総会屋等。
 - (6) 社会運動等標榜ゴロ。
 - (7) 特殊知能暴力集団等。
 - (8) 前各号の共生者。
 - (9) テロリスト等（疑いがある場合を含む。）
 - (10) 日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者。
 - (11) その他前各号に準ずる者。
2. カード等の入会申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
3. カード等の入会申込者及び会員が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、カード等の入会申込者及び会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、カード等の入会申込者及び会員は、これに応じるものとします。
4. カード等の入会申込者及び会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、カード等の入会を認めること、又はカード等の利用を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、カード等の入会申込を認めることを拒絶し、又は会員資格を喪失させることができるものとします。会員資格が喪

失した場合、会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5. 第4項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、カード等の入会申込者及び会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、第4項の規定の適用により、カード等の入会申込者及び会員に損害等が生じた場合にも、カード等の入会申込者及び会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
6. 第4項の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、当該未払債務が完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

第13条（会員の都合による脱会）

会員が都合により脱会するとき（本会員が家族会員による家族カードの利用を中止させる場合を含みます。）は、当社所定の届出をするとともに当社にカードを返却するか、当社の指示により会員においてカードを裁断し破棄するものとします。但し、当社に脱会の申出をした場合であっても、本規約に基づく本会員の当社に対する債務の全額を完済したときをもって脱会したものとします。なお、本会員は、本規約に基づく当社に対する債務については、脱会の申出後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。

第14条（期限の利益喪失）

1. 本会員が、カードキャッシングの支払金又は翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、当然に期限の利益を失い当社に対する当該未払債務の全額を直ちにお支払いいただきます。なお、カードキャッシングについては旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
2. 本会員が次のいずれかに該当したとき（但し、第3号から第6号までの事由については、当社が当該事由の発生を知ったとき）は、当然に期限の利益を失い当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。
 - (1) カードショッピングの支払金のいずれか一つでも支払を遅滞し、当社から20日間以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までにお支払いのなかったとき。但し、第2号の場合を除く。
 - (2) 売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合は、カードショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したとき。
 - (3) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。
 - (4) 強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。
 - (6) カード等を他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等をし又はカード等を利用して購入した商品・権利を質入れ、譲渡、賃貸するなど当社が有する商品・権利の所有権を侵害する行為をしたとき。
3. 本会員が次のいずれかに該当したときは、当社の通知又は請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。

- (1)本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- (2)第三者に債務整理等の委任をすること、その他信用状態が著しく悪化したとき。

第15条（届出事項の変更等）

- 1.本会員は、当社に届出た会員の自宅住所・氏名・取引目的・職業・勤務先・連絡先電話番号・指定口座等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、遅滞なく、所定の届出書又は電話もしくはインターネット等の当社所定の方法により届出事項及び年収、世帯主の内容等貸金業法又は割賦販売法等に基づき当社が必要とする事項を当社に届出又は通知するものとします。
- 2.本会員は、前項の届出又は通知を怠ったことにより、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、当社が通常到達すべきときに本会員に到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、前項の届出又は通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。
- 3.本会員が当社に対して第1項に定める届出又は通知を行わなかったときであっても、当社が適法・適正に収集した会員の個人情報その他の情報により届出事項に変更があったと判断した場合には、当社は当該届出事項について第1項の届出又は通知があったものとして取扱うことがあり、会員はこれを異議なく承諾するものとします。
- 4.本会員は、当社に届出た自宅住所とは別の住所をご利用代金明細書の送付先として申出することができるものとします。但し、この場合であっても、当社が法令又はその他合理的な理由により必要と認めた場合は、当社はご利用代金明細書を自宅住所宛てに送付するものとします。なお、ご利用代金明細書以外の送付物（カード・更新カードの送付、お支払いに関するご通知等の送付、その他事務処理に関する通知等の送付など。）の送付先については、本会員が当社に届出た自宅住所と別の住所にすることはできないものとします。

第16条（収入証明書等の提出）

本会員は、当社から源泉徴収票等の収入又は収益その他資力を明らかにする書面又は当該書面の写し（以下「収入証明書等」といいます。）の提出等に関して以下の事項に異議なく同意するものとします。

- (1)本会員が当社から収入証明書等の提出を求められたときは当社が定める期間内にこれに応じること。
- (2)前号により提出した収入証明書等に記載された内容を当社が確認するとともに当社が定める期間は記録・保存すること及び本会員の返済能力の調査に使用すること。
- (3)第1号により提出した収入証明書等は会員が脱会又は会員資格を喪失した場合であっても返却しないこと。
- (4)収入証明書等の提出に応じていただけないとき又は収入証明書等を提出いただいても当該収入証明書等の記載内容及び返済能力の調査結果によっては、会員に通知することなく利用可能枠の減枠もしくはカード等の利用停止又は会員資格を喪失させる場合があること。

第17条（付帯サービスの提供）

- 1.会員は、当社又は当社が提携する会社（以下「提携会社」といいます。）が提供するサービス（以下「付帯サービス」といいます。）を受けることができる場合があります。付帯サービスの内容及び利用条件等については、別途当社から本会員に対して通

知するか当社のホームページにて公表するものとします。

2. 会員は、付帯サービスの内容及び利用条件等について、当社が通知又は公表することなく変更又は提供を中止することについてあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員がカード等の利用を停止され又は会員資格を喪失した場合には、当該事由発生前に申込んだ付帯サービスを含めて、付帯サービスの提供を受ける権利を喪失するものとします。

第18条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

会員が日本国外でカード等を利用する場合、現に適用され又は今後適用される諸法令・諸規約などにより許可書・証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の請求に応じこれを提出するものとします。また、日本国外でのカード等の利用の制限あるいは停止に応じるものとします。

第19条（住民票等取得の同意）

カード等入会申込者及び会員は、本申込みを行う者が申込書に記載されたカード等入会申込者又は会員に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、当社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第20条（ポイントサービス等）

1. 会員は、当社又は提携会社がポイントサービス等（以下「ポイント」といいます。）を提供する場合、付帯サービスとして利用することができます。会員が利用できるポイントの内容については、別途当社から本会員に対して通知し又は当社のホームページにて公表するものとします。
2. 会員は、当社が必要と認めた場合には、第21条の手続きにかかわらず、ポイント及びその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 会員は、第11条に定める会員資格を喪失した場合又は第13条に定める会員の都合による脱会をした場合ポイントを利用できる権利を喪失するものとします。
4. 当社がポイントを付与した後に、ポイント付与の対象となるカードショッピングについて返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当社は付与したポイントを取り消すことができるものとします。
5. 会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は会員へ事前に通知することなく会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消し、もしくは付与しないことができるものとします。
 - (1) 違法又は不正な手段によりポイントの付与を受けている疑いがあると認められる場合。
 - (2) 本規約又はその他当社が定める規約等のいずれかに違反した場合。
 - (3) ポイント付与の対象となるカードショッピングが会員資格喪失事由に該当し又はカード等の再発行や再入会、その他当社が発行するカード等に繰り返し入会するなど、当社が会員に付与したポイントを取り消し又は付与しないことが適当と判断した場合。
6. 当社は、取り消し又は消滅したポイントについて、一切の補償及び責任を負わないものとします。
7. 会員がポイントを利用した後に第4項もしくは第5項によりポイントが取り消された場合は、会員はポイント取り消しによる不足額を直ちに現金又は当社の指定する方法にて当社に支払うものとします。

8. 会員は、ポイントを商品等の特典に交換した後に、前項のポイントの取り消しがあった場合は、特典の申込は取り消されます。会員が既に特典を受領している場合には、直ちに当社に対して特典の返還又は特典に相当する金額を支払うものとします。
9. 会員は、ポイントサービス等に関する規約等が別途ある場合には、当該規約等によって、ポイントの付与等が受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第21条（規約の変更）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第22条の1（犯罪収益移転防止法に基づく対応の同意）

1. カード等の入会申込者及び会員は、当社から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づき、本人特定事項の確認（以下「本人確認」といいます。）を求められることに関して、以下の事項に異議なく同意するものとします。
 - (1) 当社から運転免許証・健康保険被保険者証等の公的資料又はその写し（以下これらを総称して「本人確認書類」といいます。）の提示・提出を求められたときはこれに協力すること。
 - (2) 犯罪収益移転防止法に基づき、当社と提携する金融機関、提携企業に対して当社が本人確認業務を委託する場合があること。
 - (3) 当社に提出された本人確認書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。
 - (4) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカード等の全部もしくは一部の利用を停止することがあること。
2. カード等の入会申込者及び会員は、外国の重要な公的地位（政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等）を現在もしくは過去に有する者又はその家族（犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下「外国PEPs」といいます。）に該当する場合（入会後に該当することとなった場合を含みます。）は、以下の事項に異議なく同意するものとします。
 - (1) 外国PEPsに該当する旨及びその国名と職名を直ちに当社へ届出ること。
 - (2) 当社の求めに応じて追加の本人確認書類を提示・提出すること。
 - (3) 当社所定の期間内に追加の本人確認書類の提出・提示がない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカード等の全部もしくは一部の利用

を停止することがあること。

- (4)追加で当社に提出された本人確認書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。

外国PEPsの詳細は、当社ホームページ

URL(<https://www.jaccs.co.jp/service/peps.html>)にてご案内しております。

外国PEPsは、犯罪収益移転防止法の規制によりカードキャッシングを利用する都度の本人確認が必要となり、第三章第1条第1項に定める利用方法の制限を受けます。そのため、外国PEPsに該当するカード等の入会申込者又は会員に対して、当社がカードキャッシングの利用をお断りし、停止する場合があります。

第22条の2（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

- 1.会員は、以下の各号のいずれかに該当する行為を目的として、又はその手段として、本契約を締結してはならず、また、本契約に基づくサービスを利用してはならないものとします。
 - (1)犯罪収益移転防止法に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装し又は犯罪収益等を隠匿すること。
 - (2)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法に基づき国際テロリストとして公告された者その他テロリスト又はテロリスト団体との間で取引を行うこと。
 - (3)外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者又は経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
 - (4)米国OFAC規制により規制される取引を行うこと。
 - (5)その他、前号各号に類する行為。
- 2.当社は、会員が前号各号に該当する行為を行ったと疑うに足りる相当の理由があるときは、会員に対し、当該行為に関する説明又は資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応じるものとします。

第23条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、会員の住所地又は当社の本社又は本部又は支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第二章 カードショッピング条項

第1条（カードショッピングの利用）

- 1.会員は、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同一の自己の署名を行うことにより商品・権利の購入とサービスの提供等を受けることができます。なお、売上票への署名に代えて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等、所定の手続きによりカードの取引を行う場合があります。
- 2.郵便・ファクシミリ・電話等による取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えて取引申込書にカード情報、会員の住所等を記入することにより、もしくは電話で加盟店に前記の事項を告知することによりカードの取引を行うことができます。

3. インターネット等各種ネットワークによる取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、カードの提示に代えてカード情報、会員の住所等をインターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店に送信することによりカード等の取引を行うことができます。
4. 通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引を当社があらかじめ承認した加盟店と行う場合は、会員がカード情報、会員の住所等を事前に加盟店に登録することにより、継続的にカード等の取引を行うことができます。なお、会員の都合による脱会、その他の事由により会員資格を喪失した場合、又はカード等の更新等によりカード情報等の当該登録内容に変更等があった場合は、会員は自ら加盟店に通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとし、また、本項記載の取引において、会員が加盟店に登録したカード情報等について変更が発生し、かつ、当該取引継続のために変更に係る情報が加盟店に通知されることが必要又は適当と当社が判断した場合は、当社が会員に代わって当該変更情報を加盟店又は委託先に通知することについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。
5. 会員のカードショッピング利用に際して、利用金額、購入する商品・権利又は提供されるサービスの種類等によっては、事前に当社の承認が必要となる場合があります。この場合、会員は加盟店が当社に対してカードショッピング利用に関する照会を行うこと及び当社が電話等の方法により直接又は加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認することをあらかじめ承諾するものとします。
6. (1) 会員がジャックス加盟店でカードショッピングをした場合、会員はカード等の利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払することを当社に委託するものとします。
(2) 会員がVisaカード加盟店、Mastercard加盟店、JCBカード加盟店でカードショッピングをした場合、会員は加盟店が会員に対するカード等の利用代金債権を加盟店契約会社に譲渡し、さらに加盟店契約会社が直接又はVisa、Mastercard、JCBを通じて当社に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。その場合、会員は、当該譲渡に際し、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、譲渡人に対する抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他抗弁（但し、第二章第7条の支払停止の抗弁を除きます。）を主張しないことをあらかじめ承諾するものとします。
7. カードショッピングを利用して購入した商品・権利の所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで当然に当社が有することを会員は異議なく承諾するものとします。

第2条（カードショッピングの支払金の支払方法）

1. (1) カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払、残高スライド元利定額リボルビング払（以下「リボルビング払」といいます。）のうちから会員がカード等の利用の際に指定した方法によるものとします。但し、翌月1回払以外の支払方法は、あらかじめ当社が適当と認めた会員が、当社の認めた加盟店で指定できるものとします。
(2) 会員が日本国外のVisaカード加盟店、Mastercard加盟店又はJCBカード加盟店でカード等を利用した場合は、原則として翌月1回払となります。
2. (1) 会員が翌月1回払、回数指定分割払、ボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払のいずれかを指定した場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は表1のとおりになります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は表1と異なる場合があります。

〔表1〕

＝＝								
(a) 支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回
＝＝								
(b) 支払期間 (ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15
＝＝								
(c) 実質年率 (%)	0.00	0.00	12.25	13.50	14.00	14.75	14.75	15.00
＝＝								
(d) 利用代金100円当 たりの回数指定分割 払手数料の額 (円)	0.00	0.00	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20
＝＝								
＝＝								
(a) 支払回数	18回	20回	24回	30回	36回	ボーナス1回	ボーナス2回	
＝＝								
(b) 支払期間 (ヶ月)	18	20	24	30	36	2～7	5～12	
＝＝								
(c) 実質年率 (%)	15.00	15.00	15.00	15.00	15.00	0.00	6.50～14.00	
＝＝								
(d) 利用代金100円当 たりの回数指定分割 払手数料の額 (円)	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48	0.00	3.50	
＝＝								

(2) お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に表1の (d) の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格50,000円10回払の場合

● 支払総額

$$50,000円 + 50,000円 \times (6.8円 / 100円) = 53,400円$$

● 月々の分割支払金

$$53,400円 \div 10回 = 5,340円$$

(3) 月々の分割支払金は、カードショッピングの支払金の支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、月々の分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

(4) ボーナス併用回数指定分割払のボーナス支払月は、夏期は6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のいずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。また、ボーナス支払月の加算総額は、1回当たりのカードショッピングの利用代金の50.00%とし、ボーナス併用回数で均等分割 (但し、ボーナス支払月の加算金額は、1,000円単位で均等分割できる金額とします。) し、その金額を月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。(但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)

(5) ボーナス1回払の支払月は、夏期6月、7月、8月と、冬期12月、1月のいずれかの月に一括してお支払いいただきます。(但し、加盟店により利用できない場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。)

(6) ボーナス2回払の支払月は、夏期6月、7月、8月のいずれかと、冬期12月、1月のい

いずれかの組み合わせとし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。また、ボーナス支払月の支払金額は、カードショッピングの利用代金と分割払手数料を合計した支払総額の50.00%とし、均等分割（但し、分割支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。）し、お支払いいただきます。（但し、加盟店により分割払手数料が異なる場合があります、利用できる期間、金額、選択できる支払月については加盟店により制限があります。）

(7)一部の加盟店及び商品・サービスにより第1項第1号の支払方法の一部が利用できない場合、また、支払回数及び回数指定分割払手数料等が表1と異なる場合や当社所定の支払回数及び回数指定分割払手数料等を適用する場合があります。また、1回払、2回払に回数指定分割払手数料が掛かる場合があります。なお、翌月1回払で回数指定分割払手数料が掛かる場合は、当該手数料には別途消費税が付加されます。

(8)本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月1回払、又は、ボーナス1回払指定後に回数指定分割払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は利用金額が10,000円以上で、当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。

3.(1) 会員がリボルビング払を指定した場合、毎月の弁済金（ 1 ）は当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。弁済金が指定した金額以下となる場合は、未決済のリボルビング利用残高全額とし、包括信用購入あっせんの手数料（ 2 ）をこれに加算してお支払いいただきます。包括信用購入あっせんの手数料（ 2 ）は毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して1.40%を乗じた額とします。

- 包括信用購入あっせんの手数料の料率（ 2 ）

実質年率 16.80%

(2)弁済金（ 1 ）の額の具体的算定例は次の通りです。

（例）毎月の支払元金が5,000円の場合で、利用残高が50,000円の時

- 弁済金（ 1 ）

5,000円

- 包括信用購入あっせんの手数料（ 2 ）

$50,000円 \times 16.80\% / 12ヶ月 = 700円$

- 支払元金

$5,000円 - 700円 = 4,300円$

1 カードショッピングのリボルビング払における月々の支払金額のことをいいます。

2 カードショッピングのリボルビング払における手数料のことをいいます。

(3)本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードショッピングの支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。

(4)本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードショッピングの支払金の支払方法について、翌月1回払、2回払、又は、ボーナス1回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。

(5)毎月の弁済金が、5,000円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が30万円以内の場合は5,000円となり、30万円を超える場合は10,000円となり、50万円を超える場合は50万円きざみで各々1万円ずつ増額されるものとします。毎月の弁済金が、10,000円～50,000円コースの場合は、カードショッピングのリボルビングの利用残高が50万円以内の場合は本会員が指定した金額のコース

となり、リボルビングの利用残高が50万円を超える場合は50万円きざみで各々1万円ずつ増額されるものとします。

4. 会員は、分割払手数料又は包括信用購入あっせんの手数料の料率が金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、リボルビング払の場合、第一章第21条の規定に従って当社から料率変更を周知した後は、効力発生時期におけるカードショッピングのリボルビング利用元本残高の全額に対しても改定後の料率が適用されることに会員は異議がないものとします。

第3条（費用・公租公課等の負担）

1. 本会員は、カードショッピング利用による支払金の遅滞等、会員の責に帰すべき事由により生じた、次の費用を当社に支払っていただきます。
 - (1) 当社が訪問集金したときは訪問集金費用（訪問回数1回につき1,100円（うち消費税100円））。
 - (2) 当社が第一章第14条第2項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。
 - (3) 当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料（手続回数1回につき330円（うち消費税30円））。振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料等（送付1回につき330円（うち消費税30円））。
2. 本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税及び地方消費税その他の公租公課は本会員が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても本会員が負担するものとします。

第4条（遅延損害金）

1. 本会員がカードショッピングの支払金を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金又は弁済金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1) 支払方法が翌月1回払以外の取引については当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額あるいはカードショッピングの支払金の全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引の場合を除く。
 - (2) リボルビング払、支払方法が翌月1回払、又は支払方法が翌月1回払以外であっても割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引もしくは割賦販売法に定めがない権利に関する取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年14.60%を乗じた額。但し、売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合を除く。
 - (3) 売買契約等に基づく商品等の購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、当該支払金又は弁済金に対し、年20.00%を乗じた額。
2. 会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1) 前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。
 - (2) 前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。
 - (3) 前項第3号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年

20.00%を乗じた額。

第5条（早期完済の場合の特約）

本会員は、分割支払金を弁済期よりも前に支払うことができるものとします。この場合、本会員が当初の契約のとおりカードショッピングの支払金の支払を履行し、かつ、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の回数指定分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻を当社に請求できるものとします。

第6条（見本・カタログ等と提供内容の相違）

会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡され又は提供された商品・権利又は役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかなときは、速やかに会員は加盟店に商品の交換又は再提供を申出るか又は当該売買契約等の解除をすることができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は会員は速やかに当社に対し、その旨を通知するものとします。

第7条（支払停止の抗弁）

1. 本会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・役務について、支払を停止することができるものとします。
 - (1) 商品の引渡し、権利の移転、又は役務の提供がなされないこと。
 - (2) 商品・権利・役務に破損・汚損・故障その他の契約内容に適合しない事由があること。
 - (3) その他、商品・権利の販売、又は役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。
 - (1) 売買契約・役務提供契約の目的・内容が会員にとって営業のためのもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く。）であるとき。
 - (2) 前号に定める場合のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に該当する商品・権利の販売、又は役務の提供である場合。
 - (3) 回数指定分割払及びボーナス併用回数指定分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払の場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
 - (4) リボルビング払の場合で、1回のカード等の利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - (5) 本会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。
 - (6) 会員の指定した支払方法が翌月1回払であるとき。
 - (7) 割賦販売法の定める指定権利以外の権利であるとき。
 - (8) 日本国外でカード等を利用したとき。

6. 当社がカードショッピングの支払金の残額から第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、本会員は控除後のカードショッピングの支払を継続するものとします。

第8条（カードショッピングの禁止行為）

会員は、次のいずれかに該当するカードショッピングの利用を行ってはならないものとします。

- (1) 違法な取引や不適切な取引の手段として行われるもの。
- (2) 換金を目的とした商品もしくは権利の購入又は役務提供の受領に係るもの。
- (3) 国又は地域において法定通貨として定められ流通している紙幣又は貨幣（但し、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの。
- (4) 株式・投資信託・FX・デリバティブ等の金融商品の購入のためのもの（但し、当社が別途認めた金融商品を除く。）。
- (5) 暗号資産の購入のためのもの（但し、当社ウェブサイトで公表している当社が認めた暗号資産を除きます。）
- (6) オンラインカジノ等の利用を行うためのもの。
- (7) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当社が定め当社ウェブサイトで公表しているもの。

第9条（カードショッピングの利用制限）

1. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、カードショッピングの利用が制限され又はカードショッピングの利用ができない場合があります。
 - (1) 当社又は加盟店が特に定める利用金額、商品券・ギフトカード・プリペイドカードその他の金券類等の一部の商品・権利・サービス。
 - (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金並びにこれらの地金型貨幣。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、当社が定め当社ウェブサイトで公表しているもの又は加盟店が定めるもの。
2. 当社が前項の制限にかかわらず、例外的にこれらに該当するカードショッピング利用を許諾する場合には、あらかじめ会員からの書面による申請を受け、これに対して当社が当社所定の書面で明示的に許諾の意思を表示した場合に限られるものとし、単にカードショッピングが利用できたことをもって、当社が前項の例外を許諾したものと解してはならないものとします。

第三章 カードキャッシング条項

第1条（カードキャッシングの利用方法）

1. 会員は当社の定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、次のいずれかの方法により、カードキャッシングをすることができます。
 - (1) 会員が当社所定の現金自動貸付機等（以下「CD・ATM」といいます。）にカードを入れ、登録された暗証番号を入力する等所定の操作をした場合。
 - (2) インターネットにより当社所定の申込み手続をした場合。この場合の融資金は当社が定める日に第一章第7条に定める指定口座に振込むものとします。
 - (3) Visa、Mastercard、JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で所定の手続をした場合。
 - (4) その他当社所定の方法による場合。

2. カードキャッシングによる借入は1万円単位（但し、日本国外で利用する場合は、Visa、Mastercard、JCBもしくは当社が指定する現地通貨単位）とします。
3. カードキャッシングは当社が認めた会員のみが利用することができます。

第2条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

1. (1) 日本国内で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、1回払、元利定額リボルビング払（以下「リボルビング払」といいます。）のうち会員が利用の際に指定した方法によるものとします。
(2) Visa、Mastercard、JCBと提携した日本国外の取扱金融機関等で利用したカードキャッシングの支払金の支払方法は、カードショッピングと同一とします。
(3) 当社と提携する金融機関等のCD・ATMを利用してカードキャッシングの1回払、リボルビング払を利用した場合、又はリボルビング払利用分の随時弁済を行ったときは、貸金業法第12条の8第2項第3号にみなし利息の除外として規定される金銭の受領又は弁済のために利用するCD・ATMその他の機械の利用料であって貸金業法施行令第3条の2の3に定める額を初回支払金に加算してお支払いいただきます。なお、日本国外でのカードキャッシングの場合、当該手数料に加え、次項記載の利息と同じ利率及び期間の日割計算による立替払手数料をお支払いいただくことがあります。
2. (1) 1回払の場合、融資金に利息を加算し一括してお支払いいただきます。利息は融資金に対して実質年率18.00%の割合で日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、利息は融資金に対して、当社が本会員に請求を行った月の初日（但し、利用日以降）から返済日までの期間の日割計算となります。
(2) リボルビング払の毎月の弁済金は、当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。弁済金が指定した金額以下となる場合は、未決済のリボルビング元本残高全額、これに利息を加算してお支払いいただきます。また、利息の実質年率は15.00%とし、前回返済後のリボルビング利用元本残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第1回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から初回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第1回返済分の利息は、当社が会員に請求を行った月の初日（但し、利用日以降）から返済日までの期間の日割計算となります。
(3) ボーナス併用払のボーナス支払月は年2回を限度とし、ボーナス支払月及びボーナス加算金額は当社が設定した支払月及び加算金額（10,000円単位）のうちから本会員があらかじめ当社に届出るものとします。
(4) 本会員の申出があり当社が承認した場合は、毎月のカードキャッシングの支払元金の変更、ボーナス月増額払の追加又は変更、翌月支払元金の増額支払ができるものとします。
(5) 本会員の申出があり当社が承認した場合は、カードキャッシングの支払金の支払方法について、1回払指定後にリボルビング払に変更できるものとします。但し、支払方法の変更は当社が指定する期間内に当該申出を行った場合に行えるものとします。なお、1回払とリボルビング払の利息の実質年率が異なるカード等の場合、支払方法の変更後の利息は利用日の翌日よりリボルビング払の利息が適用されるものとします。また、利用日から支払方法の変更までの期間に利息制限法、その他の理由により利息の実質年率に変更された場合は、実質年率に変更された日から新しい利息が適用されるものとします。

3. 会員は利率が金融情勢等の変化、その他相当の事由がある場合には変動することに異議がないものとします。また、第一章第21条の規定に従って、当社から利率変更の通知をしたときは、通知をしたときにおけるカードキャッシングの利用元本残高の全額に対しても改定後の利率が適用されることに会員は異議がないものとします。
4. 会員は、カードキャッシング利用に係る利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、当該超える部分について支払う義務はありません。

第3条（期限前弁済）

会員は、カードキャッシングの支払金を期限前に弁済することができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第1回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第2回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率18.00%（但し、リボルビング払は実質年率15.00%）の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

第4条（遅延損害金）

本会員がカードキャッシングの支払金の支払を遅滞したときは、返済期日の翌日から返済日に至るまで当該支払元金に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、カードキャッシングの未払元本に対し、それぞれ年20.00%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第5条（カードキャッシングに係る書面の交付）

1. 会員がカードキャッシングを利用したとき、又は、カードキャッシング1回払指定後にリボルビング払へ支払方法の変更をしたときは、本会員に対して貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。なお、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当該書面作成日時点でのものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。
2. 前項にかかわらず、会員は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条第1項及び第18条第1項に定める書面に代えて貸金業法第17条第6項及び第18条第3項に定める書面（なお、当該書面は貸金業法第17条第1項又は第18条第1項に定める書面より記載内容が簡素化されております。また、当該書面に記載する返済期間・返済回数・返済期日・返済金額は、当社が定める期間の終了日時点のものであり、当該書面記載以降の貸付け又は弁済その他の事由により変動することがあります。）を本会員に対して交付することについてあらかじめ承諾するものとします。但し、本会員は当社に申出ることにより当該承諾を撤回することができるものとします。当社はこれに応じるものとしますが、この場合には貸金業法第17条第1項に定める書面を交付します。
3. 次のいずれかに該当する場合には、当社が会員に対して通知することなくカード等（キャッシング）の利用を停止させていただく場合があります。
 - (1) 前二項に掲げる書面が住所不明等で不着となり、当社が本会員の住所等について調査しても本会員の住所が判明しない場合。
 - (2) 前二項に掲げる書面の送付について拒否される場合。
4. 前項に基づいて当社がカード等（キャッシング）の利用を停止した後であっても、当社が認めた場合には、カード等（キャッシング）の利用の停止措置を解除する場合があります。

第6条（貸付けの契約に係る勧誘の承諾）

本会員は、当社が本会員に対して貸付けの契約に係る勧誘を行うことについてあらかじめ承諾するものとしますが、本会員が勧誘の全部もしくは一部について承諾しないとき又は当該承諾を撤回するときは、当社に対し勧誘の中止又は停止を求めることができ、当社はこれに応じるものとします。但し、請求書等の業務上必要な書類上に記載する営業案内及び同封物についてはこの限りではありません。

個人情報の信用情報機関への登録・利用

1. 会員は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、会員の支払能力・返済能力に関する調査（与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。）の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。
2. 会員の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に別表1に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
 - 株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
フリーダイヤル：0120-810-414
URL（<https://www.cic.co.jp/>）
株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。
 - 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
ナビダイヤル：0570-055-955
URL（<https://www.jicc.co.jp/>）
株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。
4. 当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。
 - 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL.03-3214-5020
URL（<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>）
全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。
5. 第3項に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。
 - (1) 株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/

回数/期間、契約額又は極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

(2)株式会社日本信用情報機構

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）の全部又は一部となります。

別 表 1	登録情報 会社名	1. 本契約に係る申 込めをした事実	2. 本契約に係る客観 的な取引事実	3. 本契約に係る債務 の支払を延滞等し た事実
登 録	株式会社 シー・アイ ・シー (CIC)	当社が個人信用情報 機関に照会した日か ら6ヶ月間	契約期間中及び契約 終了後5年以内	契約期間中及び契約終 了後5年間
期 間	株式会社 日本信用 情報機構 (JICC)	当社が個人信用情報 機関に照会した日か ら6ヶ月以内	契約継続中及び契約 終了後5年以内（但 し、債権譲渡の事実 に係る情報について は当該事実の発生日 から1年以内）	契約継続中及び契約終 了後5年以内

貸金業法第17条及び同法施行規則第13条の定めによる受取書面

カード会員申込書（電磁的対応を含みます。）

上記以外に受取っている書面がある場合は別途ご案内させていただきます。

「カード送付のご案内」の「ご入会日」は貸金業法で定める極度方式基本契約では、貸金業法第17条第2項第2号の「契約年月日」を表示したものです。

【相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカード等を利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談及び支払停止のお申出の内容に関する書面（第二章第7条第4項）については、下記にご連絡ください。
3. 第一章中のキャッシングに係る事項及び第三章は、キャッシング利用可能枠のいか

んにかかわらず、当社がキャッシング利用可能枠を設定した場合にのみ適用されま
す。

株式会社ジャックス

登録番号：北海道財務局長（14）第00007号

日本貸金業協会会員第000008号

カスタマーセンター（お客様相談室）

〒194 - 8570 東京都町田市南町田5 - 2 - 1 南町田5丁目ビル

ナビダイヤル：0570 - 002277

借入れは計画的に、貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

=====

【貸金の相談・苦情・紛争受付窓口】

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター 0570 - 051 - 051

（受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日、年末年始を除く）

所在地 〒108 - 0074 東京都港区高輪3 - 19 - 15

=====

.....
インターコムクラブ利用規約
.....

第1条（利用規約）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）がインターネット上で提
供するインターコムクラブ サービス（以下「本サービス」といいます。）を、本規
約第2条に定める利用者（以下「利用者」といいます。）が利用する一切の場合に適
用されるものとします。

第2条（利用者）

利用者とは、当社の発行したカード（以下「カード」といいます。）の貸与を受けた
者（以下「カード会員」といいます。）が本規約を承諾し、当社所定の方法により本
サービスの利用を申し込み、当社がこれを承認した者、又は当社が別途定める方法に
より利用者資格を授与した者をいいます。

第3条（利用者の管理責任）

1. 利用者は、自己のID及びパスワードを他人に知られないよう善良なる管理者の注意を
もって管理するものとします。
2. ID及びパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、利用者が負担するものと
し、当社はその責任を負いません。ただし、ID及びパスワード管理につき利用者に故
意又は過失がない場合は、この限りではありません。

第4条（利用者の禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり
する等の行為はできないものとします。

2. 本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、又は侵害のおそれのある行為をしないものとします。
3. その他利用者は次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスの利用登録にあたって、虚偽の情報を送信すること
 - (2) 本サービスによって得られた情報を商行為等へ利用すること
 - (3) 本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為
 - (4) 法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
 - (5) その他当社が不適当と認めた行為

第5条（利用登録の取消）

利用者が次のいずれかに該当したときは、当社は利用者に通知することなくその利用登録を取消し、利用者のIDを無効とすることができるものとします。

- (1) 利用登録に関し虚偽の申請をした場合
- (2) 本規約のいずれかに違反した場合
- (3) カード会員資格を喪失した場合
- (4) その他当社が利用者として不適当と判断した場合

第6条（通知・情報提供）

1. 利用者は当社に登録したメールアドレスを、当社が利用者に対しメールによる通知や、情報提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、必要通知を除くメールによる情報提供の中止を依頼することができるものとします。
2. 当社に登録されたメールアドレスに対して、通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合には、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
3. メールの管理を行うプロバイダーのシステムの事故、又はメールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後のメールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレス宛に諸通知の内容を送信したときをもって当該通知は利用者に到達したものとみなします。

第7条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合以外は第三者に開示、提供しないものとします。
 - (1) 利用者の同意がある場合
 - (2) 法令等により開示を求められた場合
 - (3) 当社が業務を委託した事業者、委託業務の処理に必要な範囲で提供する場合
 - (4) 当社の権利、又は財産を当然に保護する必要がある場合
2. 個人情報保護方針の詳細は、
当社ホームページURL（https://www.jaccs.co.jp/service/privacy_policy.html）にてご案内しております。

第8条（本サービスの運営及び一時的な中断）

1. 本サービスの提供は、当社が定めた所定の時間に行います。
2. 当社は以下の何れかが起こった場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの提供を中断することがあります。

- (1)本サービス運営に必要な機器、システムの保守を定期的に又は緊急に行う場合
- (2)システムの切替による設備を更新する場合
- (3)火災、停電等により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4)地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの運営ができなくなった場合
- (5)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの運営ができなくなった場合
- (6)その他、運用上あるいは技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

第9条（本サービスの中止）

- 1.当社は3ヶ月の予告期間を以って利用者に通知の上、本サービスの運営を中止することができます。
- 2.前項通知は、本サービス上に3ヶ月表示した時点で全ての利用者が了承したものとみなします。
- 3.当社は本サービスの運営の中止の際、前項の手続を経ることで、当社の故意又は重過失による場合を除き、中止に伴う利用者又は第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第10条（免責事項）

- 1.本サービスより得られた情報の正確性・有用性等に関して、当社は一切保証を行わないものとします。また、サービス利用により生じたいかなる損害についても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2.本サービスにおいて当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に対し、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3.当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害により、本サービスの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する利用者又は他の第三者が被った損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条（規約の変更）

当社は、利用者への事前通知又は承諾なくして、本規約を随時変更することができるものとし、利用者もこれを承諾します。また、利用者は規約の変更後本サービスを利用した時点で、変更内容を承諾したものとみなします。

第12条（準拠法）

本規約の効力、履行及び解釈に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第13条（合意管轄裁判所）

利用者は、本サービスの利用について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、利用者の住所地又は当社の本社又は本部又は支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

.....

第1条（定義）

1. 「本人認証サービス」（以下「本サービス」という。）とは、インターネット上でクレジットカード決済をより安全に行うために、ジャックスカード会員（以下「会員」という。）のうち、ジャックスVisaカード会員には「Visa Secure」、ジャックスMastercard会員には「Mastercard Identity Check」、ジャックスJCBカード会員には「J/Secure」の各本人認証サービスを株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が提供する第3条の内容のサービスをいいます。
2. 「本サービス利用登録」とは、当社がインターネット上で提供するインターコムクラブサービスに定めるインターコムクラブ利用規約に基づきインターコムクラブへの新規登録時又はログイン時に、併せて本規約に会員が同意することにより、当社が当該会員を本サービス利用者として登録することをいいます。
3. 「本サービス利用者」とは、本サービス利用登録を完了し、当社から本サービスの利用の承認を得た者をいいます。
4. 「本サービスのワンタイムパスワード利用者」とは、本サービス利用者のうち、当社所定の「本人認証サービスワンタイムパスワード利用規約」を承認のうえ、当社所定の方法で本サービスのワンタイムパスワードの利用を申し込み、当社が承認した者をいいます。
5. 「本サービス参加加盟店」とは、加盟店の運営するWEBサイト等（以下「加盟店サイト」という。）において当社及びVisa、Mastercard、JCB（以下総称して「各ブランド会社」という。）が定める本サービスの標識及び当社及び各ブランド会社所定の内容を表示し、本サービス利用者からカードを利用した商品等の購入又はサービス等の提供の申込をオンラインで受付けるに際し、当社及び各ブランド会社所定の認証方式による認証手続（以下「認証手続」という。）に対応した加盟店をいいます。

第2条（本サービスの利用登録等）

1. 本サービスの利用登録は、インターコムクラブへの新規登録時又はログイン時に表示される本人認証サービス利用規約への同意をもって完了とします。
2. 本サービスの利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度本サービスの利用登録を行った場合、従前の本サービス利用登録は効力を失うものとします。
3. 本サービスの利用者は、当社所定の方法で申請することにより、本サービスの利用登録を解除することができるものとします。

第3条（本サービスの内容等）

1. 当社の提供する本サービスのサービス内容は、以下のとおりとします。
 - (1) 本サービス参加加盟店が、カードを利用した商品等の購入又はサービス等の提供の申込をオンラインで受付けるに際し、当社が本サービスの利用者に対して認証手続を行うサービス
 - (2) 前号に付随するその他サービス
2. 当社は、営業上、セキュリティ上、又はその他の理由により、本サービスのサービスの内容を変更又は中止することができます。この場合、当社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、本サービスの利用者に対し、公表又は通知します。

第4条（本サービスの利用方法等）

1. 本サービスの利用者は、加盟店サイトにおいて、カードを利用した商品等の購入又はサービス等の提供の申込をオンラインで行うに際し、当社がパスワードの入力を要求した場合、当社の指示に基づき、次項のパスワードを入力しなければならないものとします。
2. 本サービスの利用者が本サービスにおいて使用するパスワードは、インターコムクラブ利用時のパスワードと同一のパスワードとします。ただし、本サービスのワンタイムパスワード利用者は、本人認証サービスワンタイムパスワード利用規約の定めに従い、本サービスを利用の都度発行され、1回限り利用できるワンタイムパスワード（本人認証サービスワンタイムパスワード利用規約において「本サービスのワンタイムパスワード」と定義されるものをいう。）を使用するものとします。（以下、インターコムクラブ利用時のパスワードとワンタイムパスワードを併せて、「パスワード」という。）
3. 当社は、第1項に基づき入力されたパスワードと予め登録されたインターコムクラブ利用時のパスワード（ただし、本人認証サービスワンタイムパスワード利用者の場合はワンタイムパスワード）が一致した場合は、その入力者を本サービスの利用者かつ会員と推定して扱います。
4. 当社は、前項の認証結果を本サービス参加加盟店に通知します。
5. 本サービスの利用者は、本規約のほか、インターコムクラブ利用規約、その他当社が別途定める規約等（以下「本規約等」という。）を遵守するものとします。

第5条（本サービス利用者の管理責任）

1. 本人認証サービスワンタイムパスワード利用者には、本人認証サービスワンタイムパスワード利用規約第6条（本人認証サービスワンタイムパスワード利用者の管理責任）が適用されるものとし、本条は適用されません。
2. 本サービスの利用者は、自己のパスワードがインターネットショッピングにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
3. 本サービスの利用者がパスワードを盗用された場合、本サービスの利用者は当該事実を速やかに当社へ届け出るとともに、被害状況及びパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、本サービスの利用者に責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。
 - (1) 本サービスの利用者が第三者に自己のパスワードを使用させ、又は第三者に自己のパスワードを開示もしくは漏洩するなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合
 - (2) 故意・過失にかかわらず本サービスの利用者本人及びその家族、親族、同居人など本サービスの利用者の関係者による利用である場合
 - (3) 当社が求める被害状況又は、パスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合
 - (4) 前号の調査における、本サービスの利用者の当社に対する報告内容が虚偽である場合
 - (5) 当社が郵送又はインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60日以内に、自己のパスワードの紛失、盗難の事実が当社へ届けられなかった場合
 - (6) 購入商品などが、当社に登録の本サービスの利用者の住所に配送され受領されている場合。又は、発信元の電話番号あるいはIPアドレスが本サービスの利用者及び関係者の自宅・勤務地などである場合

- (7)本サービスの利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合
- (8)戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合
- (9)その他、当社が客観的な事実に基づき、本サービスの利用者本人の利用であると判断した場合

第6条（本サービスの利用者の禁止事項）

本サービスの利用者は、本サービスのサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1)自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、又は譲渡する行為
- (2)他人のパスワードを使用する行為
- (3)コンピュータウィルス等の有害なプログラムを本サービスのサービスに関連して使用又は提供する行為
- (4)当社の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為
- (5)法令又は公序良俗に反する行為

第7条（知的財産権等）

本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて当社及び各ブランド会社に帰属するものであり、本サービスの利用者はこれらの権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第8条（利用登録抹消）

当社は、本サービスの利用者が次のいずれかに該当する場合、何らかの催告又は通知を要することなく、その利用登録を抹消することができるものとし、また、当該利用者の本サービスのサービスの利用を制限することができるものとします。

- (1)カードを退会した場合又はカードの会員資格を喪失した場合
- (2)インターコムクラブの利用登録が抹消された場合
- (3)本規約のいずれかに違反した場合
- (4)利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (5)その他当社が本サービスの利用者として不適当と判断した場合

第9条（個人情報の取扱い）

- 1.当社は、本サービスの利用者が登録した情報、本サービスのサービス利用情報等を個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合以外は第三者に開示、提供しないものとします。

- (1)本サービスの利用者の同意がある場合
- (2)法令等により開示を求められた場合
- (3)当社が業務を委託した事業者に、委託業務の処理に必要な範囲で提供する場合
- (4)当社の権利、又は財産を当然に保護する必要がある場合

- 2.個人情報の取扱いについては、当社ホームページ「個人情報保護方針」の規定を参照するものとします。個人情報保護方針の詳細は、当社ホームページ

URL（https://www.jaccs.co.jp/service/privacy_policy.html）にてご案内しております。

第10条（免責）

1. 当社は、本サービスのサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守及び運用を行うものとしますが、当社はその完全性を保証するものではありません。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスのサービスの利用に起因して生じた本サービスの利用者の損害について、責任を負わないものとします。
3. 通信障害、通信状況、本サービスの利用する端末やソフトウェアに起因する事由、本サービス参加加盟店に起因する事由その他当社の責めに帰すべきでない事由により、本サービスの利用者が正常に本規約に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、又はカードを利用できなかったことにより、本サービスの利用者又は第三者に損害又は不利益が生じた場合でも、当社は一切その責を負わないものとします。
4. 当社は、故意又は重大な過失による場合を除き、本サービスの利用者に生じた逸失利益及び特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、当社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。
5. 本サービスを利用して購入した商品及び提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議に関し、本サービスの利用者は、本サービス参加加盟店との間で処理するものとします。

第11条（本サービスの一時停止・中止）

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表又は本サービス利用者に通知することなく、本サービスのサービスの全部又は一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、システムの保守等、本サービスの維持管理又はセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。この場合、当社は本サービスの利用者に対し、事前にホームページ等で公表又はEメール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事前の公表及び通知をすることなく、本サービスのサービスの提供を停止します。
3. 当社は、第1項又は第2項に基づく本サービスのサービスの停止に起因して本サービスの利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第12条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第13条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

会員は、本サービスの利用について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地又は当社の本社又は本部又は支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（適用）

本サービスの利用に関して、本規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本規約とジャックスカード会員規約や当社が別に定めるあらゆる規約等と本規約の内容が重複又は一致しない場合は、本規約が優先されるものとします。ただし、「本人認証サービスワンタイムパスワード利用規約」は、本規約に優先します。

本人認証サービスワンタイムパスワード利用規約

1. 本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が提供・運営する「本人認証サービスワンタイムパスワード」（第1条第1項で定めるものをいう。）の利用に関する条件等について定めるものです。
2. 本規約は、本人認証サービス利用規約（以下「原規約」という。）の特則です。本規約に定めがない事項については原規約が適用されます。また、本規約に別途定めのない限り、本規約の用語は、原規約の用法に従うものとします。
3. 本人認証サービスワンタイムパスワード利用者は、原規約及び本規約（以下「両規約」という。）の内容を承諾し、両規約を遵守して、本人認証サービスワンタイムパスワードを利用するものとします。

第1条（定義）

1. 「本人認証サービスワンタイムパスワード」（以下「ワンタイムパスワード」という。）とは、ワンタイムパスワード利用者が本人認証サービス（以下「本サービス」という。）の認証手続を行おうとする際に、本サービス参加加盟店及びご利用状況により、都度当社が定める告知手段によりパスワードの発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。
2. 「当社が定める告知手段」とは、ワンタイムパスワードを発行するためのスマートフォン（以下「端末」という。）用のショートメッセージサービスを利用した告知方法（以下「SMS」という。）をいいます。

第2条（本サービスのワンタイムパスワード利用等）

1. 本サービスのワンタイムパスワードの利用は、インターコムクラブに登録のカードごとに行うものとします。
2. SMSを利用できる端末は、インターコムクラブ1IDにつき1台のみとします。
3. 本サービスの利用者が当社に正当に登録し保有する端末以外の端末を用いて本サービ

スのワンタイムパスワードを利用しようとする場合（端末の機種変更を行う場合を含む。）、当社所定の方法で端末の登録変更を行う必要があります。

第3条（本サービスのワンタイムパスワードの内容等）

1. 当社の提供する本サービスのワンタイムパスワードのサービス内容は、以下のとおりとします。
 - (1) 本サービス参加加盟店が、カードを利用した商品等の購入又はサービス等の提供の申込をオンラインで受付けるに際し、当社が本サービスの利用者に対して、本サービスのワンタイムパスワードを用いた認証を行うサービス
 - (2) 前号に付随するその他サービス
2. 当社は、営業上、セキュリティ上、又はその他の理由により、本サービスのワンタイムパスワードのサービスの内容を変更又は中止することができます。この場合、当社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、本サービスのワンタイムパスワード利用者に対し、公表又は通知します。

第4条（本サービスのワンタイムパスワードの利用方法等）

1. 本サービスのワンタイムパスワード利用者は、以下の方法により、本サービスのを利用するものとします。
 - (1) 加盟店サイトから遷移した当社のWEBサイトにおいて、当社カードを決済方法として選択のうえ、パスワード入力画面を表示させます。
 - (2) 上記(1)において決済方法として選択した当社カードを選択したうえで、本サービスのワンタイムパスワードの発行を受けます。なお、当社に端末の登録を行っていない場合は、本サービスのワンタイムパスワードの発行を受けることはできません。
 - (3) 上記(2)において発行を受けた本サービスのワンタイムパスワードを、所定の有効時間内に、上記(1)のパスワード入力画面に入力するものとします。
2. 当社は、前項(2)において発行された本サービスのワンタイムパスワードと、前項(3)において入力されたパスワードが一致しているか否かを確認し（以下「認証結果確認」という。）、一致した場合はその入力者を本サービスの利用者かつ会員と推定して扱います。
3. 当社は、前項の認証結果確認において、認証結果を本サービス参加加盟店に通知します。

第5条（本サービスのワンタイムパスワード利用解除等）

1. 本サービスのワンタイムパスワード利用者は、端末を譲渡もしくは処分する場合、又は携帯電話会社との契約を解除する場合は、事前に当社所定の方法により届出の手続きを行うものとします。
2. 前項の手続きが行われた場合、当社は本サービスのワンタイムパスワード利用者に対して何らの催告又は通知をすることなく、本サービスのワンタイムパスワードの利用を解除します。
3. 本サービスのワンタイムパスワード利用の解除後は、本サービスの利用者は、本人認証サービス利用規約に基づいて、本サービスを利用するものとします。

第6条（本サービスのワンタイムパスワード利用者の管理責任）

1. 本サービスのワンタイムパスワード利用者は、SMSで告知されたワンタイムパスワードが本サービスにおいて使用されるものであることを認識し、善良なる管理者の注意

をもってパスワードを厳重に管理するものとします。

2. 本サービスのワンタイムパスワード利用者が、端末の紛失、盗難など前項の管理違反の結果、本サービスのワンタイムパスワードを第三者に不正利用された場合、本サービスのワンタイムパスワード利用者である当該会員は、第三者による不正利用に至った事情のいかんを問わず、カード利用代金を負担するものとします。また、これにより本サービスのワンタイムパスワード利用者に損害又は不利益が生じた場合でも、当社は一切その責を負わないものとします。
3. 本サービスのワンタイムパスワード利用者は、本サービスのワンタイムパスワードを第三者に利用されたこと、又は第三者に利用されるおそれがあることを認識した場合、被害の拡大を防止するために、直ちに、当社に通知し、その指示に従うものとします。ただし、本サービスのワンタイムパスワード利用者は本項本文を履行したとしても、既に発生したカード利用に関して、前項に定める責任を免れるものではありません。

第7条（免責）

1. 本サービスのワンタイムパスワードにおいて、当社が採用する暗号技術は、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守及び運用を行うものとしますが、当社はその完全性を保証するものではありません。
2. 通信障害、通信状況、端末や本サービスのワンタイムパスワード利用者が利用するソフトウェアに起因する事由、本サービス参加加盟店に起因する事由、その他当社の責めに帰すべきでない事由により、本サービスのワンタイムパスワード利用者が正常に本規約に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、又はカードを利用できなかったことにより、本サービスのワンタイムパスワード利用者又は第三者に損害又は不利益が生じた場合でも、当社は一切その責を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスのワンタイムパスワード利用者の承諾及び本サービスのワンタイムパスワード利用者への事前通知なくSMSによる告知方法の一部又は全部を停止、変更、廃止できるものとし、当社が定めるSMSによる告知方法の停止、変更又は廃止により本サービスのワンタイムパスワード利用者に損害又は不利益が生じた場合でも、当社は一切その責を負わないものとします。なお、当社が定めるSMSによる告知方法に関するシステムの障害時及びメンテナンス等の理由で当社が定めるSMSによる告知方法の利用を停止する場合、及び当社が定めるSMSによる告知方法に関するサービスの提供を終了する場合、本サービスの利用者は、本人認証サービス利用規約に基づいて、本サービスを利用するものとします。

第8条（本規約の改定）

当社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたとうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第9条（準拠法）

本規約の効力、履行及び解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第10条（合意管轄裁判所）

会員は、本サービスの利用について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、

会員の住所地又は当社の本社又は本部又は支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

WEB明細サービス利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、インターネット上で提供するサービス「インターコムクラブ」（以下「インターコムクラブ」といいます。）において利用登録（以下「利用登録」といいます。）を行った会員（以下「利用者」といいます。）が、第2条に定める「WEB明細サービス」を利用する場合の条件等を定めるものです。

第2条（定義）

「WEB明細サービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、利用者が当社の定めるジャックスカード会員規約の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、ジャックスカード及びローンカード（以下「カード」といいます。）利用にかかるご利用代金明細書（割賦販売法第30条の2の3第1項～第3項に基づき交付する書面）及びキャッシングご利用の都度交付するご融資明細書（貸金業法第17条第1項に基づき交付する書面）に代えて電磁的方法（以下「WEB」といいます。）により各明細の交付を受けることができるサービスをいいます。

第3条（利用資格）

1. 本サービスを利用申請することができる会員は、当社が本サービスの利用を認めた個人本人会員とし、家族会員からの申請はできないものとします。
2. 「インターコムクラブ」における利用登録が抹消され、IDが無効となった場合、本サービスを利用することはできないものとします。

第4条（利用の申請）

本サービスの利用を希望する者は、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により申請し、当社の承認を得るものとします。

第5条（ご利用代金明細の通知）

1. 当社が本サービスの利用を承認した本会員（以下「WEB明細サービス利用者」といいます。）に対して、原則としてご利用代金明細書を郵送しないものとします。ただし、WEB明細サービス利用者のご利用代金の明細（家族会員利用分を含む）の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご利用代金明細書を郵送するものとします。
 - (1) 法令等によって書面の送付が必要とされる場合
 - (2) インターコムクラブの会員資格を喪失した場合
 - (3) 払込取扱票等を使ってお振込みを行っている場合
 - (4) その他当社がご利用代金明細書の郵送を必要と判断した場合
2. WEB明細サービス利用者は、パソコン又はスマートフォンからの「インターコムクラブ」によって、ご利用代金明細の閲覧及びダウンロードをするものとします。ただし

、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「インターコムクラブ」による確認ができない場合、会員は当社に電話にて問い合わせることにより確認することができます。

- 3.当社は、ご利用代金明細が確定された旨の通知（以下「請求額確定通知」といいます。）を、会員が「インターコムクラブ」において申請したメールアドレス宛に毎月送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は請求額確定通知を送信しないものとします。

（1）請求額確定通知が正しく受信されない事実又はその疑いがあった場合

（2）その他、当社が請求額確定通知を送信すべきでないと判断した場合

- 4.当社は、請求額確定通知の送信手続の完了をもって前項の手続の終了とします。ただし、WEB明細サービス利用者は、請求額確定通知の受信の有無にかかわらず、「インターコムクラブ」によるご利用代金明細の確認を行うことができるものとします。

第6条（ご融資明細の通知）

- 1.当社はWEB明細サービス利用者に対して、原則としてご融資明細書を郵送しないものとします。ただし、ご融資明細（家族会員利用分含む）確定時において次のいずれかに該当する場合、当社はご融資明細書を郵送するものとします。

（1）法令等によって書面の送付が必要とされる場合

（2）インターコムクラブの会員資格を喪失した場合

（3）通信上のトラブル・インターネット環境などにより、ご融資明細の閲覧が不能と認められた場合

（4）その他、当社がご融資明細書の郵送を必要と判断した場合

- 2.WEB明細サービス利用者は、パソコン又はスマートフォンからの「インターコムクラブ」によって、ご融資明細の閲覧及びダウンロードをするものとします。
- 3.当社は、会員のキャッシング利用の都度、遅滞なく「インターコムクラブ」にご融資明細を閲覧及びダウンロード出来る状況を提供することとし、併せて、ご融資明細が確定された旨の通知（以下「ご融資明細確定通知」といいます。）を、会員が「インターコムクラブ」において申請したメールアドレス宛に送信するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合はご融資明細確定通知の送信を行わず、ご融資明細書を郵送するものとします。
 - （1）ご融資明細確定通知が正しく受信されない事実又はその疑いがあった場合
 - （2）その他当社がご融資明細確定通知を送信すべきでないと判断した場合
- 4.当社は、ご融資明細確定通知の送信手続の完了をもって手続の終了とします。ただし、前項第1項及び第2項にかかる場合は、ご融資明細書の郵送をもって手続きの終了とします。
- 5.「インターコムクラブ」でご融資明細の閲覧及びダウンロードができる期間は、ご融資明細確定通知後6ヶ月間とします。また、キャッシングを利用した日より6ヶ月間は、会員は当社にご融資明細書を郵送で再請求することができます。

第7条（免責事項）

- 1.WEB明細サービス利用者は、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「インターコムクラブ」による確認ができない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 2.当社の責めによらない、通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害により、本サービスの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する利用者又は他の第三者が被った損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 確定通知を受信できないことにより、WEB明細サービス利用者又は、第三者に対して損害が発生した場合にも、当社は一切責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの提供終了）

当社は、WEB明細サービス利用者が次のいずれかに該当する場合、WEB明細サービス利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、明細書を発送するものとします。

- (1) ジャックスカード会員資格を喪失した場合
- (2) 本規約のいずれかに違反した場合
- (3) その他当社がWEB明細サービス利用者として不適当と判断した場合

第9条（本サービスの終了・中止・変更）

1. 当社は、会員に対して事前の予告なしに本サービスを終了もしくは中止し、又は内容を変更することができるものとし、WEB明細サービス利用者はあらかじめそれを承諾するものとします。
2. 本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第10条（本規約の変更）

1. 当社は、本サービスの利用者から事前に承認を得ることなく本規約を変更できるものとします。
2. WEB明細サービス利用者は、前項の変更を当社が適当と判断した方法で通知した時点で、当該変更に同意したものとみなすことに異議がないものとします。

第11条（その他規約との関連）

本サービスの利用に際し、当社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規約の内容が一致しない場合は、本規約が優先されるものとします。